

# 東北アジア体育・スポーツ史学会日本支部会則

1999年8月6日制定

## 第1章 総 則

第1条 (名称) 本会の名称は東北アジア体育・スポーツ史学会日本支部とする。

第2条 (目的) 本会は会員の研究活動を奨励し、体育・スポーツ史研究の発展を図り、会員相互の連絡を図ることを目的とする。

第3条 (事務局) 本会の事務執行機関として事務局を置く。

## 第2章 事 業

第4条 本会は上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、会報、会員名簿及び『東北アジア体育・スポーツ史研究』の発行
- 2、その他、本会の目的に必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、会費を納入する者とする。

## 第4章 会 費

第6条 本会の会費は年額2,000円とする。

## 第5章 役 員

第7条 (役員の種類と定数) 本会には次の役員をおく。

- 1、会 長 1名
- 2、監 事 2名
- 3、理 事 10名以内
- 4、事務局長 1名
- 5、幹 事 1名

第8条 (役員の任期) 役員の任期は総会終了時から次期総会終了時までとする。ただし再任は妨げない。

第9条 (役員の選出) すべての役員は会員の中から

選出する。

- 1、会長、監事及び理事は投票によって選出する。
- 2、事務局長は理事の中から理事会の同意を得て会長が任命する。
- 3、幹事は会長が事務局長と協議して任命する。

## 第10条 (役員の役割)

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括し各会議を召集し職務を遂行する。
- 2、監事は事業、会計を監査する。
- 3、理事は総会の決定に基づき、会務を審議執行する。
- 4、事務局長は会長の指揮、監査を受け、事務を管掌する。
- 5、幹事は事務局長を補佐し、事務局の事務を執行する。

## 第6章 会 議

第11条 (会議の種類) 本会の会議は定期総会、臨時総会及び理事会とする。

## 第12条 (総会の召集)

- 1、定期総会は学会大会期間中に開催する。
- 2、会長が必要と認めるとき、及び会員の3分の1以上の要請があったときに臨時総会を召集する。

第13条 (総会の機能) 総会は本会の最高議決機関であり、学会期間中に開催して次の事項を審議決定する。

- 1、会則の改正
- 2、事業の計画と報告
- 3、予算と決算
- 4、役員の選出
- 5、その他

第14条 (理事会の機能) 総会に提出する議案の調整

## 第7章 委 員

## 第15条 (編集委員)

- 1、『東北アジア体育・スポーツ史研究』を

編集するために編集委員を選出する。

- 2、編集委員は理事の中から理事会の同意を得て会長が任命する。

## 第8章 会 計

- 第16条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第9章 補 則

- 第17条（施行細則）会則の施行に必要な事項は別に定める。

## 付 則

本会則は1999年8月6日から施行する。

## 第9条細則（役員を選出）

- 1、役員を選出は、改選年度の総会の一月前に投票によって行う。このための選挙管理委員会は理事会において組織する。
- 2、いずれの役員も任期は改選時の総会終了時から次期改選年度の総会終了時までとし、再任は妨げない。
- 3、事務局の置かれる機関に所属する会員が理事に選出されない場合には、会長推薦の理事をおくことができる。